

審査基準整理票

処 分 名	指定給水装置工事事業者の指定		
根 拠 法 令 名	水道法（昭和32年法律第177号）	(条項)第16条の2第1項	
基 準 法 令 名	水道法（昭和32年法律第177号）	(条項)第25条の3第1項	
所 管 部 署	企業局 技術部 お客様設備課 業務グループ		
標 準 処 理 期 間	45日	法定処理期間	一日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 】</p> <p>・掲載図書等【 】</p> <p>・内 容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>【給水装置工事事業者の指定基準】</p> <p>水道法25条の3第1項に規定する適格条件を満たすことを基準とする。なお、同項第2号に定める国土交通省令で定める機械器具とは、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第20条に定めるとおり。</p>			
<p>—参考—</p> <p>【根拠法令】 水道法 第16条の2 (給水装置工事)</p> <p>第16条の2 水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができるものと認められる者の指定をすることができる。</p> <p>2 水道事業者は、前項の指定をしたときは、供給規程の定めるところにより、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は当該指定を受けた者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)の施行した給水装置工事に係るものであることを供給条件とすることができる。</p> <p>3 前項の場合において、水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。</p>			

【基準法令】 水道法 第25条の3

(指定の基準)

第25条の3 水道事業者は、第十六条の二第一項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

- 一 事業所ごとに、第二十五条の四第一項の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- 二 国土交通省令で定める機械器具を有する者であること。

(国土交通省令で定める機械器具) 水道法施行規則

第二十条 法第二十五条の三第一項第二号の国土交通省令で定める機械器具は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
- 二 やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
- 三 トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
- 四 水圧テストポンプ

三 次のいずれにも該当しない者であること。

- イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- ニ 第二十五条の十一第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ヘ 法人であつて、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

2 水道事業者は、第十六条の二第一項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置をとらなければならない。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。